

(意見書案第3号)

国の出先機関改革に関する意見書

政府は、地域主権改革の一環として、国の出先機関の原則廃止の取り組みを進めており、昨年12月に政府が示した「広域的实施体制の枠組み(方向性)」では、国土交通省地方整備局など3つの機関を当面の移譲候補として、今国会への法案提出を目指していると伝えられている。

現在、北海道においては、北海道特例の継続、公共事業予算の一括計上などの施策とあわせ、総合的な開発の枠組みが有効に機能しているが、北海道開発局についても、近年、存廃議論が続いており、国土交通省と農林水産省が所管する国の公共事業の実施を一元的・総合的に担う機関としての本質が軽んじられ、地方整備局など出先機関の権限移譲と同一視した見方が広がっている状況にある。

北海道は、積雪寒冷地・広域分散型の地域社会である上、自治体の財政力は脆弱であることなどから、国と道とが適切に役割分担をして開発を進めていくことが必要である。

万が一にも、北海道開発局が統廃合・移譲されると北海道開発の枠組みの廃止や形骸化・弱体化につながり、それによって食糧・エネルギー問題などの国家的課題に対処する北海道総合開発の使命を果たすことができなくなり、基盤整備の遅れや地域経済に与える影響も大変憂慮される。北海道が、潜在能力を活かし、我が国の成長にさらに貢献し、北海道各地の均衡ある発展を実現していくためには、将来に向けた社会整備を計画的かつ着実に進めていかなければならない。

よって、国においては、地域主権という基本的な流れは理解できるものの、出先機関改革については拙速に結論を出すことなく、十分な情報提供を行うとともに、地元市町村の意見を踏まえて対応するなど、慎重に検討を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月19日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

} 宛